

総括調査票

調査事案名	(16) 障害福祉サービス等 (就労継続支援A型)		調査対象 予算額	令和3年度：1,311,053百万円の内数 (参考 令和4年度：1,385,866百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	項 目	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			一般会計	障害者自立支援給付費負担金	取りまとめ財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

障害福祉サービスとは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者や障害児に提供する福祉サービスである。

そのうち、就労系障害福祉サービスには、一般就労（通常の民間企業での就労）を希望する者に対し必要な訓練等を行う「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対し就労・生産活動の機会を提供しつつ必要な訓練等の支援を行う「就労継続支援」及び一般就労後6か月を経過した者に対し一般就労定着のための相談・助言等を行う「就労定着支援」があり、「就労継続支援」は、雇用契約に基づき支援を行う「就労継続支援A型」及び雇用契約に基づかない「就労継続支援B型」に分類される。

就労継続支援A型は、通常の民間企業に雇用されることが困難であり雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労・生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスである。総費用額、利用者数及び事業所数は毎年増加しており、その伸びは障害福祉サービス等全体の伸びを上回っている。【図1～3】

障害福祉サービスを提供する事業者に対しては、その対価として報酬が支払われることとなっているが、基本報酬単価は提供するサービスごとに定められ、各事業所のサービス提供体制に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

就労継続支援A型の基本報酬については、令和3年度報酬改定において、利用者の1日当たり平均労働時間のみを勘案して算定する方式から、各事業所における働く場としての質を5つの指標で評価してそのスコアに応じて算定する方式へ改定された。【図4】

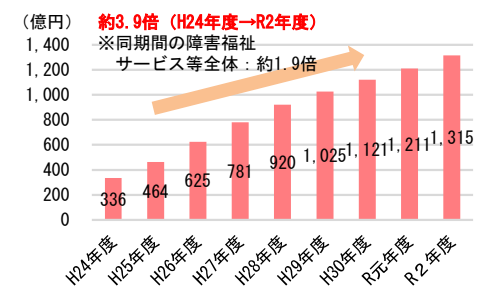
上記を踏まえ、就労継続支援A型における報酬改定後の基本報酬算定状況や一般就労への移行実績について検証する。

また、当該サービスの利用に当たっては、市町村が、個々の利用者の状態等を勘案した上で支給決定を行うこととなっているが、市町村によって支給決定の取扱いについて差異が生じていないか検証する。

【図4】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における就労継続支援A型の基本報酬等の見直し

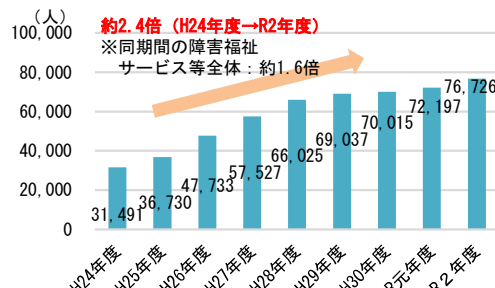
改定前		改定後								
●「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定		●基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。								
平均労働時間	基本報酬	評価指標					判定スコア			
7時間以上	618単位/日	労働時間	1日の平均労働時間により評価				5～80点			
6時間以上 7時間未満	606単位/日	生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価				5～40点			
5時間以上 6時間未満	597単位/日	多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価				0～35点			
4時間以上 5時間未満	589単位/日	支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価				0～35点			
3時間以上 4時間未満	501単位/日	地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価				0～10点			
2時間以上 3時間未満	412単位/日	合計点	合計点(点)	170～	150～ 165	130～ 145	105～ 125	80～ 100	60～ 75	～55
2時間未満	324単位/日	基本報酬(単位/日)	724	692	676	655	527	413	319	
※従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位		●事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。 ※令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。								

【図1】就労継続支援A型の総費用額



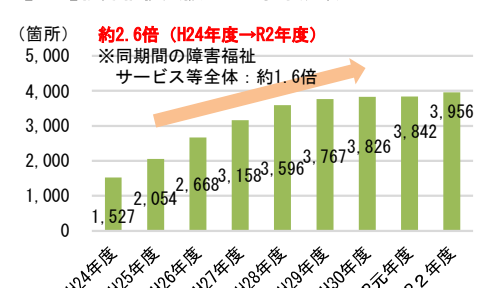
【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図2】就労継続支援A型の利用者数



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

【図3】就労継続支援A型の事業所数



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

総 括 調 査 票

調査事案名 (16) 障害福祉サービス等(就労継続支援A型)

②調査の視点

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

就労継続支援A型事業所の基本報酬について、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定後の各事業所の算定状況について検証を行った。

③調査結果及びその分析

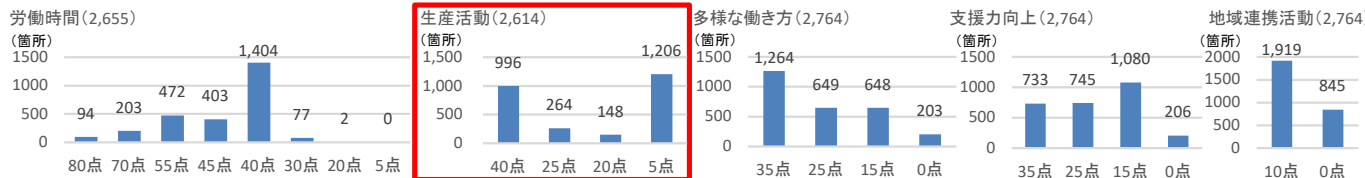
1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

(1) 基本報酬算定状況の実態

指定就労継続支援A型事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)により、障害者が自立した生活を営むことを支援するため、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めなければならないとされており、また、生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないものとされている。

こうした中、基本報酬算定に係る5つの指標のうち「生産活動」においては、判定スコアが40点(最高得点)の事業所が約4割、5点(最低得点)の事業所が約5割と、基準を満たしている事業所と満たしていない事業所が両極化している。なお、判定スコアが5点の事業所については、利用者への賃金の支払いを生産活動による収入で賄うことができず、障害福祉サービス報酬から賃金に充当する状況となっている。【図5、表1】

【図5】基本報酬算定に係る各指標ごとの獲得スコア別事業所数の分布 ※括弧書きは有効回答数



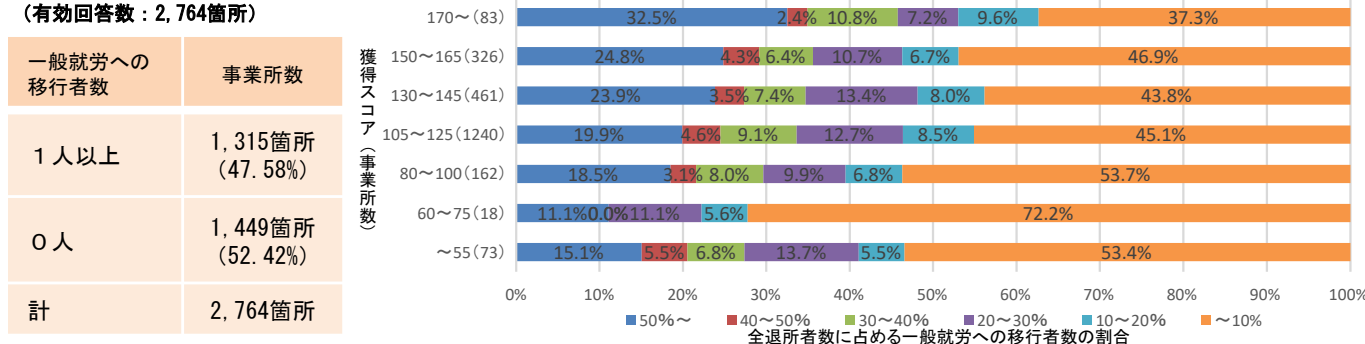
【表1】「生産活動」のスコア別事業所数及びその割合

判定スコア	評価指標	事業所数 (2,614箇所)	割合
40点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	996箇所	38.1%
25点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	264箇所	10.1%
20点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	148箇所	5.7%
5点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満	1,206箇所	46.1%

(2) 一般就労への移行実績

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数については、毎年増加傾向にある。令和3年度における就労継続支援A型から一般就労への移行実績は「1人以上」と「0人」の事業所が約半数ずつとなっている。また、各事業所の令和3年度における全退所者数に占める一般就労への移行者数の割合を各事業所のスコア別に見るとスコアの低い事業所の方が一般就労への移行実績が低調となっている傾向がある。【表2、図6】

【表2】一般就労への移行者数別の事業所数 割合 (有効回答数: 2,363箇所) 【図6】令和3年度中の退所者数に占める一般就労への移行者数の割合でみた獲得スコア別事業所数の構成 (有効回答数: 2,764箇所)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

各事業者の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである。

また、事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきである。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
就労継続支援A型事業所
: 3,922箇所

総 括 調 査 票

調査事業名 (16) 障害福祉サービス等（就労継続支援A型）

②調査の視点

2. 市町村における支給決定等の状況

支給決定及び支給決定の更新に当たっては、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することとなっているが、各市町村における支給決定等が適切に実施されているか検証を行った。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
478箇所

- ・ 政令指定都市
- ・ 中核市
- ・ 令和3年11月における就労継続支援A型の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定等の状況

●市町村における支給決定等の考え方

<新規利用申請者に対する支給決定>

新規利用申請者に対する支給決定に当たって、市町村は、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的な支給決定（暫定支給決定、原則2か月以内）を行い、実際にサービスを利用した結果を踏まえた上で、正式な支給決定（本支給決定）を行うこととされている。

（注）明らかにサービス内容に適合しないため支給決定を行わない場合を除き暫定支給決定の対象となる。ただし、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等程度のアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定を要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定を行わなくても差し支えないものとされている。

<支給決定の更新>

支給決定の有効期間が終了した場合、利用者が引き続きサービス利用を希望するときは、市町村が、それまでの利用実績やサービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性を認めるならば、改めて支給決定（支給決定の更新）をすることができることとされている。

●市町村における支給決定及び支給決定の更新の実態

<新規利用申請者に対する支給決定>

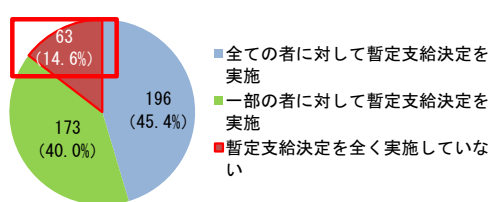
適切なサービス利用を図る観点から、基本的に暫定支給決定を行うべきものとされているが、新規利用申請があった市町村のうち、暫定支給決定を全く実施していない市町村が1割以上存在している。【図7】

また、暫定支給決定を全く行っていない市町村のうち、単に「利用者の希望どおり本支給決定することとしている」市町村が約半数となっており、高い割合を占めている。【図8】

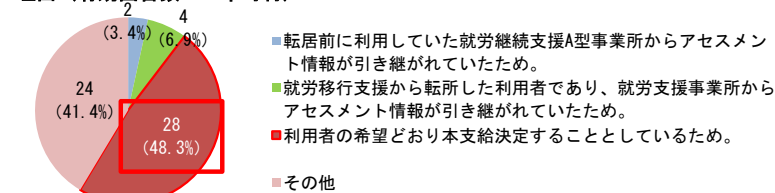
<支給決定の更新>

支給決定の更新要否の判断に当たって、単に利用者の希望どおり更新を行っている市町村が約4割存在しており、サービス利用状況や利用者の就労能力等について十分に勘案されないまま支給決定の更新が行われている可能性がある。【図9】

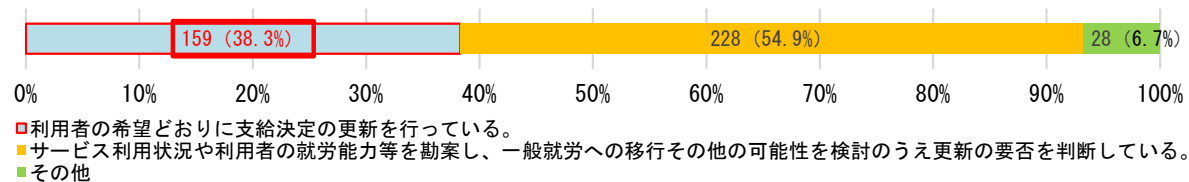
【図7】新規支給申請があった市町村における暫定支給決定の実施状況（有効回答数：432市町村）



【図8】暫定支給決定を実施していない市町村における暫定支給決定未実施の理由（有効回答数：58市町村）



【図9】支給決定の更新要否の判断に当たっての勘案事項（有効回答数：415市町村）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 市町村における支給決定等の状況

支給決定及び支給決定の更新に当たって、個々の利用者の状態等が適切に勘案された上で、地域によって支給決定及び支給決定の更新の取扱いにばらつきが生じないようにするため、具体的な対応を検討すべきである。